

女性部

電帳法改正とインボイス制度開始に伴う 業務見直しセミナー

- 日 時：令和4年8月24日（水）
午前10時30分
- 会 場：協会3階会議室（名古屋市中区）
- 出席数：12名（会場6名、Web参加6名）

女性部（東久保真弓会長）は、「電帳法改正とインボイス制度開始に伴う業務見直しセミナー」を開催しました。講師として富士フィルムビジネスイノベーションジャパン（株）愛知支社 プロフェッショナルエキスパート太田勝彦氏、森本康裕氏をお招きして、「電帳法改正とインボイス制度開始に伴う業務見直し」について話がありました。セミナーの司会進行は橋本万里子副会長、東久保会長の挨拶の後、講師の紹介がありセミナーが始まりました。

1. 電子帳簿保存法では、納税者の国税関係帳簿書類の保存にかかる負担軽減をはかるために電子で保存することを認めた法律であり、保存上の区分は、①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引に分れ、令和3年度の改正によりそれぞれの対応が変わりました。

2. 改正をきっかけに必ずしなければいけないこととして、取引データの電子保存で決めることでは、保存ルール、検索ルール、保存場所の3つを決めてくださいとのことです。

3. 電子取引（義務化）対応ソリューションの紹介では、対応手段の一例をフローチャートで説明し、同社のシステム構成例を挙げ、1名で利用する場合、月額クラウドサービスの場合の内容と標準価格について説明がありました。

4. インボイス制度との関連性では、売り手の対応（請求書発行システムの改修や新規導入）と買い手



左から、セミナーで意見を述べる山本氏、藤澤氏、永井氏

としての対応（会計システムの最新化）が企業に求められる対応であるとのことです。

導入事例として「受発注ペーパーレス化による業務改善」（例：卸売業、従業員約50名）により、ペーパーレスFAXによりプリント料金、用紙代が29,000円／月削減、自席でのFAX送信待ち時間が34時間／月削減、業務プロセスの電子化により文書振り分け、検索工数が67時間／月削減で、月間231,000円、年間2,772,000円（人件費1時間2,000円）の削減になったとのことです。



新規会員のオオノ開発（株）大野智晶氏



Web参加の新規会員（株）加藤産商の高山梓氏

太田講師からは、今後の対応に迷っていらっしゃるようでしたらいつでもご相談くださいとのことでした。

セミナー後、経営に深く関わる内容であることから、参加者の方々から電帳法改正後の対応について具体的な質問や意見が多数あり、改めて聞き直し理解が深くなったとの感想がありました。

閉会の辞は加藤友美副会長が述べ、セミナーは終了しました。



左から 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン（株）愛知支社の森本氏、太田氏

